

2019年5月～6月総会 議決権行使指図結果

2019年5月～6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は1,718社、議案数は18,784議案（会社提案：18,643議案、株主提案：141議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果および個別議案毎の行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	11,902	2,129	0	0	14,031
	監査役の選解任	1,792	379	0	0	2,171
	会計監査人の選解任	39	0	0	0	39
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	571	57	0	0	628
	退任役員の退職慰労金の支給	0	134	0	0	134
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,105	48	0	0	1,153
	組織再編関連（*2）	21	0	0	0	21
	買収防衛策の導入・更新・廃止	30	36	0	0	66
	その他資本政策に関する議案（*3）	28	0	0	0	28
定款に関する議案		364	6	0	0	370
その他の議案		2	0	0	0	2
合計		15,854	2,789	0	0	18,643

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計	14	127	0	0	141

なお、以下のような会社提案に対して反対いたしました。

（1）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

（2）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

(3) 役員報酬

- ・業績連動型報酬制度の対象者に監査役が含まれている場合

(4) 剰余金の処分

- ・株主への還元が低水準であると判断した場合

(ご参考)

2018年7月～2019年6月総会 議決権行使指図結果

2018年7月～2019年6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は2,363社、議案数は24,521議案（会社提案：24,371議案、株主提案：150議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果および個別議案毎の行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	15,436	2,692	0	0	18,128
	監査役の選解任	2,289	513	0	0	2,802
	会計監査人の選解任	62	0	0	0	62
役員報酬に関する議案	役員報酬(*1)	779	90	0	0	869
	退任役員の退職慰労金の支給	0	188	0	0	188
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,502	59	0	0	1,561
	組織再編関連(*2)	55	0	0	0	55
	買収防衛策の導入・更新・廃止	33	39	0	0	72
	その他資本政策に関する議案(*3)	56	1	0	0	57
定款に関する議案		559	14	0	0	573
その他の議案		4	0	0	0	4
合計		20,775	3,596	0	0	24,371

(*1) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計	17	133	0	0	150

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

(1) 取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

(2) 監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

(3) 役員報酬

- ・業績連動型報酬制度の対象者に監査役が含まれている場合

(4) 剰余金の処分

- ・株主への還元が低水準であると判断した場合